

1. 対象事業

- ①原則 4 千万円以上（税込）の全ての工事で総合評価方式を適用し、特別簡易型総合評価方式（以下「特別簡易型」という。）で執行する。
- ②4 千万円未満の工事であっても、品質確保の観点から総合評価方式で発注することができる。
- ③舗装工事は 1 千万円以上（税込）の全ての工事を特別簡易型で執行する。
- ④法面処理工事は 2 千万円以上（税込）の全ての工事を特別簡易型で執行する。
- ⑤土木一式工事において、B・C 級を対象とする 4 千万円未満の工事を年間約 4 本程度総合評価方式で発注することができる。
- ⑥港湾・漁港漁場及び海岸工事、特殊舗装工事（人工芝等）は対象外とすることができる。
- ⑦災害、災害に関連する事業等で、被災初年度等において緊急を要する工事、工事成績を評定しない工事（建物解体工事等）については、対象外とすることができる。

2. 落札者決定基準等

(1) 総合評価の方法

標準点（100 点）に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価は「技術評価点」を当該入札者の入札価格で除した値（評価値）の大小をもって行う。標準点（100 点）を予定価格で除した値を基準評価値という。

技術評価点	= 標準点（100 点） + 加算点
評価値	= 技術評価点 / 入札価格
基準評価値	= 標準点（100 点） / 予定価格

(2) 落札者の決定方法

次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときはクジによる。

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ・評価値が基準評価値を下回らないこと。
- ・低入札調査要領において失格等でないこと。

※総合評価方式は金額の大小にかかわらず、最低制限価格は設定されない。

3. 入札情報等の公表

(1) 入札公告

入札公告は入札情報サービス（PPI）により公告するものとする。入札公告とは別に入札説明書を作成した場合も同様とする。

(2) 設計図書の閲覧

入札公告と同時に設計図書を電子データとして提供（入札情報サービス（PPI）に掲載又は配布）する。

(3) 質問等への回答

設計図書あるいは技術資料に対する質問への回答は、入札公告に示した方法で回答する。ただし、競争参加資格がないと認められた者からの説明要求に対する回答は該当者のみに行う。

(4) 落札結果

各項目の評価点数、入札価格、評価値について閲覧に供する。

4. 書類様式

- (1) 競争参加資格確認申請に関する様式は事後審査型制限付き一般競争入札要領の様式を準用する。
- (2) 技術資料（評価項目に関するもの）については、入札説明書で明記し、提出時には電子データも添付する。
- (3) 総合評価方式による契約の書式は一般の契約書（特約条項付）とする。

5. 総合評価方式の事例

- (1) 評価項目および加算点一覧表

表－1 特別簡易型の事例（土木一式工事、舗装工事）

評価項目			配点	加算点				
				優	良	評価なし		
技術力	企業の評価	①工事成績評 定点	過去3年度間の工事成績 評定点の平均点。 82点以上に6点を与える	6点	6～5	4.9～1.0	0	
		②施工実績	過去5年度間の同種な1 千万円（舗装は8百万円） 以上の工事の77点以上 の工事实績	2点	2回以上 2	1回 1	0	
		③表彰実績	過去5年度間の企業の表 彰実績（中国地整、島根 県、松江市）	2点	2～0.5		0	
	技術者の評価	①若手・中堅技 術者の育成	若手・中堅技術者の配置 及び専任指導技術者の追 加配置	2点	若手・中 堅・専任 指導技術 者の配置 あり 2	若手・中 堅技術者 配置あ り、専任 指導技術 者の配置 なし 1	若手・中 堅・専任 指導技術 者の配置 なし 0	
		②配置技術者 の施工経験	過去10年度間の同種な5 百万円以上の工事の77 点以上の工事实績	2点	2回以上 2	1回 1	0	
		③配置技術者 の資格	主任（監理）技術者の資格	1点	1	0	0	
			CPDSが30ユニット以上 （1億円以上の土木一式 工事）	1点				
	④表彰実績	過去10年度間の技術者 の表彰実績（中国地整、島 根県、松江市）	2点	2～0.5		0		
	地域貢献	①	道路愛護団の 活動実績	令和7年度の年2回以上 の活動実績	各1点 で最高 2点	2つ以上 2	1つのみ 1	なし 0
			公園清掃ボラ ンティアの活 動実績	令和7年度の年2回以上 の活動実績				

	河川愛護団の活動実績	令和7年度の活動実績				
	②育児・介護休業に関する制度	いずれかの取組み (ア)こころカンパニー認定 (イ)育児・介護休業法で定める内容を超える制度	0.5点	いずれかの取組みあり 0.5	なし 0	
	③障がい者雇用	雇用の有無	0.5点	法定雇用数を 超える 0.5	法定雇用数と同数以下 0	
	④健康づくり・健康経営の推進	認定又は登録企業（健康経営優良法人認定制度、健康まつえ応援団、しまね☆まめなカンパニー、ヘルス・マネジメント認定制度）	0.5点	1つ以上 0.5	なし 0	
	⑤若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用	発注年度を含む過去3年度間に新規雇用した実績	1点	技術者 1	若手従業員 0.5	なし 0
	⑥建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	当該工事でのCCUS活用	1点	確約する 1	確約しない 0	
	⑦除雪業務等契約締結実績	前年度の契約締結実績	1点	1	0	
	⑧災害等緊急対応の施工実績	過去5年度間の施工実績	4点	1件につき0.5点、最高4点		
合 計			27.5点	27.5～0点		

※1 法面処理工事については、地域貢献のうち⑦除雪業務の実績及び⑧災害等緊急対応工事・業務の施工実績を除くため、22.5点となる。

※2 建築系工事については、地域貢献のうち⑥建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用、⑦除雪業務の実績及び⑧災害等緊急対応工事・業務の施工実績を除くため、21.5点となる。

(2) 企業の評価

※ 発注工事と同種な工事の区分は、一般土木工事、舗装工事、法面処理工事、一般建築工事、電気工事（建築工事成績評定基準により評定した工事）、管工事（建築工事成績評定基準により評定した工事）とする。

一般土木工事は、舗装工事、法面処理工事を除く土木一式工事（企業局発注分を除く。ただし、松江市上下水道局名で発注した雨水事業による工事（松江市において検査を行った工事）を含む。）とする。

① 工事成績評定点

土木一式工事及び舗装工事は過去3年度間(R5～R7年度)、法面処理工事及び建築一式工事、電気工事、管工事は過去5年度間(R3～R7年度)の松江市発注工事における、同種な工事の成績評定点の平均点を評価する。

ただし、土木一式工事については、同等規模以上の工事（2千万円以上の工事）のみを対象とする。

特別共同企業体の場合は代表者又は構成員としての施工実績とし、出資比率20%以上

の場合にのみ認める。

加算点の計算方法は、表-2、表-3による。

表-2 対象となる工事が2件以上の場合

評定点の平均点	82点以上	82点未満73点以上	73点未満 70点以上	70点 未満
加算点	6.0点	$1.5点 + (4.5 \times (\text{評定点の平均点} - 73.0) / 9)$	1.0点	0点

評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

表-3 対象となる工事が1件または無い場合

評定点の平均点	82点以上	82点未満73点以上	73点未満 70点以上	70点未満 または無し
加算点	5.4点	$(\text{表-2で計算した加算点}) \times 0.9$	0.9点	0点

加算点は小数第2位を切り捨て

別添：(参考) 工事成績評定点に対する加算点の早見表

② 企業の施工実績

過去5年度間(R3~R7年度)の発注工事と同種な1千万円以上の工事(舗装工事、法面処理工事は8百万円以上)を対象とし、工事成績評定点77点以上の施工実績が、2回以上あれば2点を、1回あれば1点与える。

※工事实績は松江市発注工事のものとする。

※特別共同企業体の場合は代表者又は構成員としての施工実績とし、出資比率20%以上の場合にのみ認める。

③ 企業の優良工事表彰

発注工事と同種な工事において、当該年度を含めて過去5年度間(R4~R8年度)の松江市優良工事表彰、中国地方整備局長表彰、中国地方整備局事務所長表彰又は島根県優良工事表彰(島根県知事表彰、所長等表彰)を受けた企業を評価し、松江市優良工事表彰は1回につき1点、他の表彰は1回につき0.5点を与え、加算点合計の最高点は2点とする。

【松江市優良工事表彰1回→1点、他の表彰→0.5点、表彰なし→0点、最高点2点】

※中国地方整備局及び島根県の表彰区分は、松江市の工事区分に準じて置換える。

※特別共同企業体の場合は代表者又は構成員としての施工実績とし、出資比率20%以上の場合にのみ認める。

※松江市以外の表彰においては、表彰内容の分かる資料の写しを添付すること。

(3) 配置予定技術者の評価

※ 発注工事と同種な工事の区分は、一般土木工事、舗装工事、法面処理工事、一般建築工事、電気工事(建築工事成績評定基準により評定した工事)、管工事(建築工事成績評定基準により評定した工事)とする。

一般土木工事は、舗装工事、法面処理工事を除く土木一式工事(企業局発注分を除く。ただし、松江市上下水道局名で発注した雨水事業による工事(松江市において検査を行った工事)を含む。)とする。

① 若手・中堅技術者の育成

入札公告日前日時点で満40歳未満の技術者を、当該工事の主任(監理)技術者として配置し、この若手・中堅技術者の育成のために他の専任指導技術者を追加配置する場合に2点を与える。

若手・中堅技術者の配置のみで専任指導技術者を追加配置しない場合に1点を与える。

【若手・中堅、専任指導技術者の配置あり→2点、若手中堅技術者を配置し専任指導技術者の配置なし→1点、若手・中堅技術者の配置なし→0点】

※ 専任指導技術者の資格は、配置予定の主任（監理）技術者と同等以上の資格を有する40歳以上のものとし、過去に4千万円以上の完工請負金額かつ工事成績75点以上の工事で、主任（監理）技術者として従事した実績を有すること。（該当する工事のコリンズ登録の写しを提出すること。）

なお、4千万円未満の土木工事においては、上記の4千万円以上を1千万円以上に、舗装工事、法面処理工事においては、上記の4千万円以上を8百万円以上に読み替えるものとする。

※ 配置予定の若手・中堅技術者が、過去の5百万円以上の工事において主任（監理）技術者として従事し、80点以上の工事成績評定点を取得している場合は、専任指導技術者の追加配置は要しないものとし、2点を与える。

（該当する工事のコリンズ登録の写しを提出すること。）

※ 専任指導技術者はコリンズ登録が必要であり、届出受理後の変更は原則として認めない。

※ 専任指導技術者は、以下の専任で配置する技術者との兼務を認める。

- ・ 低入札価格での契約となった場合の専任で追加する技術者
- ・ 建築一式工事、管工事、電気工事の専任追加配置技術者
- ・ 現場代理人

②配置技術者の施工経験

配置予定の主任（監理）技術者の、過去10年度間（H28～R7年度）の発注工事と同種な5百万円以上の工事で、主任（監理）技術者、専任指導技術者、専任追加配置技術者又は現場代理人として従事し、77点以上の工事成績評定点が2回以上あれば2点を、1回あれば1点を与える。

【2回以上あり→2点、1回あり→1点、なし→0点】

※ 満40歳未満の若手・中堅技術者を主任（監理）技術者として配置し、専任指導技術者を追加配置する場合は、若手・中堅技術者又は専任指導技術者のどちらでの評価でもよい。

※ 特別共同企業体の場合は代表者又は構成員としての施工実績とし、出資比率20%以上の場合にのみ認める。

③配置技術者の資格

配置予定技術者の資格は、入札公告日前日における主任（監理）技術者の保有する資格について評価し、資格を有していれば1点与える。

1億円以上の土木一式工事については、「資格」は競争参加資格条件となるため、配置予定技術者の継続学習の評価に振替え、過去5年度（R3年度）から入札公告日前日までに30ユニット以上取得していれば1点与える。

【1級土木施工管理技士等の技術士資格を有する→1点、2級土木施工管理技士等→0点】

【CPDSが30ユニット以上ある者→1点、30ユニット未満→0点】

※ 配置予定技術者の保有する資格の評価は、下記の工事区分により行う。

○土木一式工事は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、国土交通大臣特別認定者、又は関係する技術士資格を有することを評価する。

○とび・土工・コンクリート工事は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、1級建築施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有することを評価する。

- 法面処理工事は、Ⅰ級土木施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、かつ、工事の内容により、法面施工管理技術者又はグラウンドアンカー施工士資格を有することを評価する。
- 舗装工事は、Ⅰ級土木施工管理技士、Ⅰ級建設機械施工技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、かつ、Ⅰ級舗装施工管理技術者資格を有することを評価する。
- 鋼構造物工事は、Ⅰ級土木施工管理技士、Ⅰ級建築施工管理技士、Ⅰ級建築士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有することを評価する。
- 造園工事は、Ⅰ級造園施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有することを評価する。
- 建築一式工事は、Ⅰ級建築施工管理技士、Ⅰ級建築士又は国土交通大臣特別認定者資格を有し、専任追加配置することを評価する。
- 管工事（機械、空調設備、給排水衛生設備）は、Ⅰ級管工事施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、専任追加配置することを評価する。
- 電気工事は、Ⅰ級電気工事施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、専任追加配置することを評価する。
- ※ 専任追加配置する技術者は、主任（監理）技術者の資格と同等の資格を有すること。
- ※ 特別共同企業体については、代表者・構成員いずれからの追加配置でも評価する。
- ※ Ⅰ億円以上の土木一式工事は取得している CPDS ユニットが確認できる資料を添付すること。

④配置技術者の優良工事表彰

発注工事と同種な工事において、配置予定の主任（監理）技術者が、当該年度を含めて過去 10 年度間（H29～R8 年度）の松江市優良建設工事表彰、中国地方整備局長表彰、中国地方整備局事務所長表彰又は島根県優良工事等表彰（島根県知事表彰、所長等表彰）で優秀建設技術者表彰の受賞実績を有することを評価し、松江市優良建設工事表彰は 1 回につき 1 点、他の表彰は 1 回につき 0.5 点を与え、加算点合計の最高点は 2 点とする。

【松江市優良建設工事表彰 1 回→1 点、他の表彰→0.5 点、表彰なし→0 点、最高点 2 点】

- ※ 主任（監理）技術者の評価とするが、満 40 歳未満の若手・中堅技術者を主任（監理）技術者として配置し、専任指導技術者を追加配置する場合は、主任（監理）技術者又は専任指導技術者のいずれか一方を評価する。
- ※ 中国地方整備局及び島根県の表彰区分は、松江市の工事区分に準じて置換える。
- ※ 特別共同企業体の場合は代表者又は構成員としての施工実績とし、出資比率 20% 以上の場合にのみ認める。
- ※ 松江市以外の表彰においては、表彰内容の分かる資料の写しを添付すること。

（４）地域貢献

①道路愛護団、公園清掃ボランティア、河川愛護団の実績

（市が活動証明書を発行する実績に限る。）

（ア）道路愛護団

道路愛護団に登録し、令和 7 年度に年 2 回以上の活動実績がある場合に評価する。

（イ）公園清掃ボランティア

公園清掃ボランティアに登録し、令和 7 年度に除草・側溝清掃は年 2 回以上、遊具塗装は年 1 回以上の活動実績がある場合に評価する。

(ウ) 河川愛護団

河川愛護団に登録し、令和7年度に活動実績がある場合に評価する。

【(ア)(イ)(ウ)のいずれか2つ以上実績を有する→2点、1つの実績→1点、実績なし→0点】

②育児・介護休業に関する制度

育児・介護休業に関する制度について、下記のいずれかの取組みがある場合に評価する。

(ア) こころカンパニー（しまね子育て応援企業）に認定されている。

(イ) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」で定める制度を超える内容を含む制度を有している。

【(ア)(イ)のいずれかの取組みを有する→0.5点、取組みなし→0点】

③障がい者雇用

障がい者雇用は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数を超える雇用実績を有している場合に評価し0.5点与える。

【下記のいずれかの実態がある場合→0.5点、実態がない場合→0点】

- ・法定雇用率を適用される者・・・法定雇用数を超える雇用
- ・法定雇用率を適用されない者・・・1人以上の雇用

※法定雇用率：民間企業の法定雇用率2.5%（令和8年7月1日以降は2.7%）

障がい者を雇用しなければならない事業主：従業員40.0人以上（令和8年7月1日以降は37.5人以上）

※除外率（建設業10%）

④健康づくり・健康経営の推進

健康づくり・健康経営を推進している次のいずれかの制度に認定又は登録をしている企業を評価する。

- (ア) 経済産業省「健康経営優良法人認定制度」
- (イ) 松江市「健康まつえ応援団」
- (ウ) 島根県「しまね☆まめなカンパニー」
- (エ) 協会けんぽ「ヘルス・マネジメント認定制度」

【いずれかの制度に認定又は登録あり→0.5点、認定又は登録なし→0点】

⑤若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用

発注年度を含む過去3年度間(R6～R8年度)（従業員50人未満の企業は、過去5年度間(R4～R8年度)）に、若手技術者（採用時29才以下）、女性技術者（年齢不問）、若手従業員（採用時29歳以下）のいずれか一人以上の採用実績が有れば評価する。

【技術者1人以上の実績を有する→1点、従業員1人以上の実績を有する→0.5点、実績なし→0点】

※ 新規雇用の若手技術者、女性技術者は、建設業法第7条第2号イで定める各学校の、建設業法施行規則第1条に定める学科を卒業した者、又は、当該工事種別に該当する建設業法第7条第2号ハに示す資格を有する者とする。

※ 技術者と雇用者との雇用関係が確認できるもの（写し可）及び、卒業証明書等の学校・学科の分かるもの、又は、資格証の写しを添付すること。

※ 従業員においては、雇用者との雇用関係が確認できるもの（写し可）を添付すること。

※ 技術者、従業員の両方を採用した場合は、技術者で評価する。

※ 工事の竣工検査時において新規雇用で評価した者の継続雇用が確認できる資料を提出すること。

<評価内容の担保>

- 受注者は、申請した若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用について、工事完了時に工事期間中雇用が継続されたことが証明できる資料を提出するものとする。
- 申請した若手・女性技術者、若手従業員が、受注者の責めに帰すべき事由により、工事期間中継続雇用されず、正当な理由がない場合は、評価の加算点を工事成績評定点から減点する。

⑥建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用

当該工事において建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用することを確約する場合に評価する。なお、「活用」とは建設現場にカードリーダーを設置するなどして技能労働者の就業履歴を蓄積することをいう。蓄積する技能労働者の範囲は問わない。

【活用を確約する→1.0点、活用を確約しない→0点】

<評価内容の担保>

- 正当な理由がなく活用を行わなかった場合は、評価の加算点を工事成績評定点から減点する。
- 確認は「現場・契約情報」のシステム出力帳票の提出を求める等により行う。

⑦除雪業務、融雪剤散布業務の契約締結実績

前年度(R7年度)に松江市と除雪作業業務委託契約又は融雪剤散布作業業務委託契約を締結した、契約実績を有することを評価し1点与える。

【契約実績を有する→1点、契約実績なし→0点】

※ 評価の対象とする工種は、土木一式工事並びに舗装工事とする。

⑧災害等緊急対応工事及び業務の施工実績

過去5年度間(R3～R7年度)での松江市発注の災害復旧工事を含む緊急対応工事及び業務の施工実績を有することを評価する。

【施工実績が1件につき→0.5点、最高4点】

※ 対象工事及び業務の施工実績が分かるものの写しを添付すること。

※地域貢献の全ての評価項目において、特別共同企業体については、代表者並びに構成員全てに実績が有る場合に限り評価する。

6. ペナルティ

(1)「若手・中堅技術者の育成」において申請した若手・中堅技術者及び専任指導技術者が、受注者の責めに帰すべき事由により工事の全期間に配置されず正当な理由が無い場合は、評価の加算点を工事成績評定点から減点する。

(2)「若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用」として申請した者が、受注者の責めに帰すべき事由により工事期間中継続雇用されず正当な理由が無い場合は、評価の加算点を工事成績評定点から減点する。

※(1)及び(2)において、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合は、この限りではない。

(3)建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用することを確約した工事において、正当な理

由がなく活用を行わなかった場合は、評価の加算点を工事成績評定点から減点する。

(4) 評価項目に係る技術資料に虚偽記載及び記載事項の不履行があったことが契約後判明した場合も通常の処分とは別に工事成績評定点の減点を行う。

(5) ペナルティの種類、内容については入札公告等および契約書に明記する。

7. 実施時期

実施時期は令和8年4月1日以降に入札公告する工事から適用する。

(参考) 工事成績評定点に対する加算点の早見表

(1)対象となる工事成績が2件以上の場合

評定点の平均点	82点以上									
配点	6.0									
評定点の平均点	81.9	81.8	81.7	81.6	81.5	81.4	81.3	81.2	81.1	81.0
配点	5.9		5.8		5.7		5.6		5.5	
評定点の平均点	80.9	80.8	80.7	80.6	80.5	80.4	80.3	80.2	80.1	80.0
配点	5.4		5.3		5.2		5.1		5.0	
評定点の平均点	79.9	79.8	79.7	79.6	79.5	79.4	79.3	79.2	79.1	79.0
配点	4.9		4.8		4.7		4.6		4.5	
評定点の平均点	78.9	78.8	78.7	78.6	78.5	78.4	78.3	78.2	78.1	78.0
配点	4.4		4.3		4.2		4.1		4.0	
評定点の平均点	77.9	77.8	77.7	77.6	77.5	77.4	77.3	77.2	77.1	77.0
配点	3.9		3.8		3.7		3.6		3.5	
評定点の平均点	76.9	76.8	76.7	76.6	76.5	76.4	76.3	76.2	76.1	76.0
配点	3.4		3.3		3.2		3.1		3.0	
評定点の平均点	75.9	75.8	75.7	75.6	75.5	75.4	75.3	75.2	75.1	75.0
配点	2.9		2.8		2.7		2.6		2.5	
評定点の平均点	74.9	74.8	74.7	74.6	74.5	74.4	74.3	74.2	74.1	74.0
配点	2.4		2.3		2.2		2.1		2.0	
評定点の平均点	73.9	73.8	73.7	73.6	73.5	73.4	73.3	73.2	73.1	73.0
配点	1.9		1.8		1.7		1.6		1.5	
評定点の平均点	72.9	72.8	72.7	72.6	72.5	72.4	72.3	72.2	72.1	72.0
配点	1.0									
評定点の平均点	71.9	71.8	71.7	71.6	71.5	71.4	71.3	71.2	71.1	71.0
配点	1.0									
評定点の平均点	70.9	70.8	70.7	70.6	70.5	70.4	70.3	70.2	70.1	70.0
配点	1.0									
評定点の平均点	70点未満									
配点	0.0									

(2)対象となる工事成績が1件または無い場合

評定点	82点以上								81	80
配点	5.4								4.9	4.5
評定点	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
配点	4.0	3.6	3.1	2.7	2.2	1.8	1.3	0.9		
評定点	70点未満									
配点	0.0									